

グループホームしんこう

(認知症対応型共同生活介護)
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

運 営 規 程

社会福祉法人 あさひ福社会

指定認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あさひ福祉会が運営する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」と言います。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する必要事項を定め、サービス提供者が要介護又は要支援2の状態（以下「要介護状態等」と言います。）となった認知症高齢者に対し、適切な指定サービスを提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所のサービス提供者等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりです。

- (1) 名 称 グループホームしんこう
- (2) 所在地 長野県長野市信更町田野口231番地1

(職員の職種・員数及び業務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び業務内容は次のとおりです。

- ① 管 理 者 1名（認知症対応型サービス事業管理者研修修了者）
 - ② 計画作成担当者 2名（認知症介護実践者研修修了者）
 - ③ 介 護 職 員 12名以上（常勤職員及び非常勤職員）
 - ④ 事 務 員 1名
- 2 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- 3 計画作成担当者は、介護計画を作成し、医療機関・介護保険施設・福祉団体・ボランティア等との連絡調整を行います。
- 4 介護職員は、認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスにあたります。
- 5 事務員は、事業に関わる事務業務にあたります。

(事業の定員)

第5条 事業定員 18名（介護予防を含む）
居室数 18室

(事業の内容)

第6条 事業所は、ご利用者様に対して共同生活を送る住居を準備し、入浴・排泄・食事の介助その他日常生活の世話及びご利用者様の趣味趣向に応じた活動の支援その他、共同生活介護を適切に提供するものとします。

(利用料金等)

第7条 介護保険給付対象サービス（介護費用）

ご利用者の認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準とし、介護報酬告示上の額とします。

2 家賃（居住費） 月額45,000円

家賃の内訳は、居室及び共同部分の賃料となります。その他、下記の料金が含まれます。

- ・建物の維持管理費・修繕費及び備品の維持管理・修繕費

3 水道光熱費 月額13,000円

冬季加算（11月～3月） 月額 3,000円

水道光熱費及び冬季加算の内訳は、以下の通りです。

- ・電気・ガス・水道料、下水又は環境衛生費

4 食費 月額39,000円（30日計算）

食費の内訳は、以下の通りです。

- ・朝食350円、昼食550円（おやつ代50円含む）、夕食400円となります。
- ・食材、調味料、おやつ、お茶、コーヒー等
- ・その他上記に含まれない共同の益する全ての費用
- ・個人専用にてご利用される場合は、別途個人にてご負担いただきます。

5 電化製品持込自己負担分 月額500円

電化製品を持込される場合は、電気代としてご負担いただきます。

6 上記のほか、日常生活においても通常必要となるものにかかわる費用で、利用者負担させることが適当であると認められる費用

7 その他

- ・入退居の家賃、水道光熱費等日割り計算とします。食費は、食数による計算とします。
- ・入居中の入院等による不在時においても、家賃・水光熱費はご負担いただきます。
- ・利用料は、当月末締め翌月27日（休日の場合はその翌日）に口座によりお引き落としさせていただきます。
- ・居室変更又は退去時における居室の原状復帰に係る費用についてはご負担いただきます。

（入居にあたっての留意事項）

第8条 当事業所のご利用にあたっては、入居されているご利用者様との共同生活の場として快適性・安全性を確保するため、次の事項をご留意ください。

1) 当事業所の設備の使用上の注意

- ① 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備を壊したり、汚したりした場合、自己負担していただく場合があります。
- ② 当事業所の職員やご利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動や政治活動、営利活動を行う事は出来ません。
- ③ 所持品の管理は原則入居者様とご家族様でお願いします。但し、日常の管理が十分にできない場合はご相談下さい。
- ④ ペットの飼育に関しては原則禁止とさせていただきます。

2) 協力医の診察については、スタッフが立ち合いのもと、原則当事業所にて行います。但し、病状・治療方法によっては、ご家族様等に協力をお願いする場合があります。協力医以外のかかりつけ医の診察については、原則としてご家族様の対応となります。

(記録の保存閲覧)

第9条 グループホームしんこうは、作成したサービスの実施記録を2年間保管し、ご利用者様又は身元引受人様の請求に応じてこれを閲覧又は複写物の交付を致します。

2 グループホームしんこうは、ご利用者様に関する管理簿等は、ご利用者様又は身元引受人様の請求により閲覧が可能です。

(個人情報の守秘)

第10条 グループホームしんこう及びサービス従業者は、認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供する上で知りえたご利用者様及びそのご家族様等に関する個人情報を第3者に漏えいしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続いたします。

(緊急時等における対応方法)

第11条 介護職員等は、認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者及び計画作成担当者に報告しなければならない。

2 管理者は、介護職員等より連絡を受けた場合、必要に応じ市へ報告を行う。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に際しては消防法施行規則第3条に基づく計画を策定するとともに、避難・救出訓練の実施等、万全の対策を期することとします。

(苦情等相談窓口)

第13条 グループホームしんこうは、受付窓口を設置し、介護サービス提供に対する利用者様又はそのご家族様からの苦情に迅速かつ適切に対応し、サービス提供に関する相談、苦情要望受付、対応記録を保存します。

(身体拘束等)

第14条 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合は、利用者様及びそのご家族様の同意を得た上で、その態様及び時間・その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(虐待の防止)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止の為の指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的（年2回以上）実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 本規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人あさひ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

- 1 本規程は、平成27年4月1日から実施します。
- 2 本規定は、第8条（利用料金等）2項の内容、家賃（居住費）を改定したので、平成27年10月1日から実施します。
- 3 本規定は、使用する重要事項説明書との差異に照らし、新たに（利用料金等）に電化製品持込自己負担分として月額500円を追加し、（入居にあたっての留意事項）を第8条に追加、（その他）の条項を（その他運営に関する重要事項）に見直し改定したので令和3年3月1日から実施します。
- 4 本規定は、エネルギーコスト等の高騰に伴い、第8条（利用料金等）の3項の水道光熱費を月額11,000円から13,000円に変更し、新たに冬季加算を追加したので、令和5年1月1日から実施します。
- 5 本規定は、令和3年度介護保険改正に伴い、新たに第13条に（虐待の防止）を追加し、令和6年4月1日から実施します。